

# 老人居宅介護支援事業所かるが運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人かるが会が開設する老人居宅介護支援事業所かるが（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (事業の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 老人居宅介護支援事業所かるが
- (2) 所在地 呉市狩留賀町3番16号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名（常勤 管理者と兼務1名、専従1名、兼務1名）

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から16日まで及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 母体施設及び電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

### (指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所相談室等
- (2) 使用する課題分析票の種類 MDS-HC2.0方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月
- (5) モニタリングの結果記録 1回/月

### (指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

### (利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、公正労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1kmあたり50円を実費として徴収する
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

## (通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、呉市、安芸郡坂町の区域とする。  
(ただし、音戸、倉橋、蒲刈、下蒲刈、豊、豊浜、川尻、安浦、仁方、地区は除く。)

## (虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するための措置を講じる。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の処置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を設置する。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

## (業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## (衛生管理等)

第12条 事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 呉市が開催する介護支援専門員会議研修

(2) その他の研修 随時

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持することとし、退職後も同様とする。

3 緊急時の対応

事業所が事業を実施したことにより事故が発生した時は、被害等が拡大しないよう、直ちに措置を講ずるとともに、速やかに管理者や必要機関へ連絡し対処する。また、事故発生時の緊急対応窓口は管理者とし、事故処理簿に記録し経緯を明らかにし、予防対策に役立てる。

4 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

5 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人たるが会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

平成19年4月1日 改正

平成23年7月1日 改正

令和03年07月21日 改正

令和06年01月01日 改正

令和06年04月01日 改正

令和06年08月21日 改正

# 重要事項説明書

老人居宅介護支援事業所かるが

## 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人かるが会
- (2) 法人所在地 広島県呉市狩留賀町3-16
- (3) 電話番号 0823-20-3601
- (4) 代表者 理事長 野間 頼子
- (5) 設立年月 平成17年10月

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
\*当事業所は特別養護老人ホームかるが に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、居宅において要介護状態にある契約者（利用者）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的としています。
- (3) 事業所の名称 老人居宅介護支援事業所かるが  
(以下「居宅介護」という)
- (4) 事業所の所在地 広島県呉市狩留賀町3-16
- (5) 電話番号 0823-20-3604
- (6) 事業所長 野間 頼子
- (7) 当事業所の運営方針
  - ・可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、援助を行います。
  - ・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (8) 県知事の事業指定「平成17年10月1日」番号「3470502125」
- (9) 通常の事業の実施地域 呉市、坂町（但し、音戸町、倉橋町、蒲刈町、下蒲刈町、豊町、豊浜町、川尻町、安浦町、仁方地区は除く）  
(上記以外でもご相談に応じます)
- (10) 営業日及び営業時間

令和 06 年 08 月 21 日現在

営業日	月曜日～金曜日
休業日	日曜日 夏季休暇（8月13日～16日） 12月29日～1月3日 その他当事業所の都合により指定した日
営業時間	月～金 8：30～17：30 *電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 3 居宅介護の職員体制について

令和 06 年 08 月 21 日現在

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	事業所の運営・管理	1名
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成、相談	3名(内2名は兼務)

### 4 利用料金について

- (1) 居宅介護支援費については別紙①の通りです。

全額介護保険適用となる為、利用者の負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合は、1ヶ月につき料金表の利用金額全額をお支払いください。利用料の支払いと引き換えに領収書を発行します。又、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要になります。但し、自動車を使用した場合は、1Kmあたり50円とします。

## 5 キャンセル等について

(1) 利用者が居宅介護支援の利用をキャンセル、または中断する場合は、事前に連絡してください。サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

- ・連絡先 老人居宅介護支援事業所かるが TEL 0823-20-3604
- ・受付時間 8:30～17:30

(2) 利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。又、事業者の都合により、介護支援専門員を交代する事があります。その場合は、利用者及びその家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## 6 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）石田 章子
- ・連絡先 老人居宅介護支援事業所かるが  
TEL 0823-20-3604  
(月曜日から土曜日)
- ・受付時間 8:30～17:30

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

- ・呉市 介護保険課 0823-25-2626
- ・国民健康保険団体連合会 介護保険課 082-554-0783

## 7 緊急時の対応について

事業所は居宅支援の提供を行っていることにより事故が発生した場合は、速やかに管理者や必要機関へ連絡し必要な措置を講じます。

## 8 主治の医師及び医療機関等との連携について

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為に、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせて頂きます。そのために、入院、受診等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いいたします。)

## 9 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 10 ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が動きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 11 利用者自身によるサービスの選択と同意について

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所の選択理由の説明を求めることができます。
- (2) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- (3) 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

## 12 業務継続計画（BCP）の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するため計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。
- (2) 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底的を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を行います。



指定居宅介護支援の提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 老人居宅介護支援事業所かるが  
説明者

私は、事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者住所  
氏名

代筆者住所  
代筆者氏名

## 重要事項追加資料 (別紙①)

重要事項説明書 4- (1) 居宅支援費についての説明資料は次の通りです。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円      要介護 3・4・5 14,110 円

② 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,440 円      要介護 3・4・5 7,040 円

③ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,500 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,000 円

退院・退所加算 (I)イ 入院または入所期間中 1回を限度に 4,500 円

退院・退所加算 (I)ロ 入院または入所期間中 1回を限度に 6,000 円

退院・退所加算 (II)イ 入院または入所期間中 1回を限度に 6,000 円

退院・退所加算 (II)ロ 入院または入所期間中 1回を限度に 7,500 円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中 1回を限度に 9,000 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 500 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,000 円

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 5,190 円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 4,210 円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 3,230 円

特定事業所加算 (IV) 1ヶ月につき 1,140 円